長崎外国語大学 履修規程

(平成13年4月1日制定)

(趣 旨)

- 第1条 この規程は、長崎外国語大学(以下「本学」という。)学則(以下「学則」という。)第25条に基づいて、授業科目の履修に関して必要な事項を定める。
- 2 学則第26条にいう教職に関する専門科目の履修に関しては別に定める。

(卒業の要件)

第2条 本学を卒業するためには、学則第34条および第35条に規定する要件を充 たさなければならない。

(授業科目)

第3条 外国語学部現代英語学科及び国際コミュニケーション学科に開講される授業科目は学則第25条に基づいて開講し、単位および履修は学則第25条第2項別表 1のとおりとする。

(授業科目の履修)

- **第4条** 学生は、学期初めの所定の期間に、履修しようとする授業科目を履修届により登録しなければならない。
- 2 学科、学年が指定された授業科目については、その指定に従って履修しなければ ならない。ただし、教務委員会が特別に認めた場合はこの限りではない。
- 3 授業科目は当該学期および下級学期に開講されているものに限り履修することができる。ただし、特別な指定・事情がある場合はこの限りではない。
- 4 同時間帯に開講されている二授業科目以上を履修することはできない。
- 5 一授業科目については、その開設単位数を超えて履修することはできない。
- 6 履修に関するその他の事項は、講義要項、学則第25条に定める方法によるものとする。

(履修登録単位の上限)

第5条 各学年における履修登録の上限は、次のとおりとする。

年	次	1 学期間で履修できる単位
1 年次		2 0 単位
2年次~4年次		2 4 単位

2 前項の制限を適用しない科目については別に定める。

(履修登録)

第6条 授業科目の履修登録の手続きについては、別に定めることとする。

(授 業)

第7条 学生は授業に出席しなければならない。授業出席回数が不足した場合には、

別に定める規定により単位を修得できないことがある。

(単位数)

- 第8条 各授業科目の単位数は、原則として学則第27条に規定された基準による。
- 2 当面本学においては、1時間を45分で実施し、90分をもって2時間とする。 (単位の計算)
- 第9条 前条に基づいて、講義によって週2時間なされる授業科目は一学期で2単位、 演習によって週2時間なされる授業科目は一学期で1単位とする。ただし、必ずし もこの規定によらず授業科目の単位数が設定される場合がある。

(単位の修得)

- **第10条** 単位を修得するためには、授業科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。
- 2 試験に合格しなかった場合、その授業科目の単位を修得するには、再履修しなければならない。
- 3 試験と成績については、別に定めることとする。

(単位の認定)

第11条 各授業科目の単位は、原則として、各授業科目担当教員の評価が合格とされることにより認定されることとする。

(雑 則)

- **第12条** この規程に定めるものの他、履修に関する必要な事項は、学則の規定を準用する。
- 2 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、教授会が決定する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成 18 年度の入学者から適用し、平成 17 年度以前の入学者には、 なお、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成 19 年度の入学者から適用し、平成 18 年度以前の入学者には、 なお、従前の規程による。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成 21 年度の入学者から適用し、平成 20 年度以前の入学者には、なお、従前の規程による。